

第896回

宿毛市農業委員会会議

1. 日時 令和8年3月5日（木曜日）午後1時30分

2. 場所 宿毛市役所3階 301会議室

3. 出席者（16名）

2番	山口 一晴	3番	濱田 頼之	4番	山本 欣史
5番	岩本 誠司	6番	井垣 水里	7番	澤田 誠規
8番	川田 直樹	9番	小島 久司	10番	寺田 巧
11番	羽賀 大透				

1番	松本 功	2番	保田 稔	3番	川島 照久
5番	赤星 文香	6番	山本 大	8番	浦田 久永

4. 欠席者（2名）

1番	稲田 義敬	4番	堀内 愛貴
----	-------	----	-------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 会計年度任用職員 福井 舗子

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積等促進計画について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）

○会 長 皆さんこんにちは。今日で7年度最後の委員会となります。今日は案件の方はいつもより少ないようですが、皆さんの協力により円滑に終わりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○議 長 これより、第896回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

○議 長 「議事録署名委員」の指名を行います。
議事録署名委員は、4番 山本 欣史 委員
6番 井垣 水里 委員 お願いします。

なお、1番 稲田 義敬 委員 4番 堀内 愛貴 推進委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題を進めて行きたいと思います。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

●事務局員 【議案第1号】「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
議案書は1ページになります。受付番号32番、奥奈路地区です。場所は2ページに位置図を付けております。主要地方道津島線、旧市立橋上中学校を通り越し、松田川に架かる、奥奈路橋を渡って左折した付近の田です。売買による所有権移転になります。水稻を栽培するとの計画が出されています。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。

以上1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

説明については、以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議 長 ありがとうございます。受付番号32番について、橋上地区担当の濱田委員さんより報告をお願いします。

●濱田委員 【議案書をもとに32番を読み上げる】
先日、譲渡人と現地で会って、譲受人の●●君には電話で確認し、いずれも間違いのないということですので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議 長 ありがとうございます。事務局と委員より説明がありましたが、これに対して何かあればお願いします。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

●事務局長 議案第2号「農地法第5条申請審査」についてご報告いたします。
議案書3ページになります。受付番号4番、申請場所 所在地 大字貝塚、4ページに位置図を付けております。申請地は貝塚。宿毛ふれあい市の北側登記地目は田、現況地目は畑で、面積は●●●m²です。転用目的 申請者は、現在市内にて借家住まいですが、子供の成長に伴い自己の住宅を建築するにあたり、申請地に住宅の建築を計画したものです。本申請は、委任を受けた山下行政書士から提出されておりますことを申し添えます。

農地転用に伴う、土地利用計画図等必要書類は添付されております。
転用所要面積は、●●●. ●●m²。資金計画としまして、土地取得費は、●.●●●.●●●円。土地造成費は、●●●.●●●円。建築費（設計費含む）は●●.●●●.●●●円。自己資金は●●.●●●.●●●円で賄う事となっております。

農地区分につきましては、甲種・第1種・第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。譲受人の●●さんにおきましては、こちらの方から何回か連絡をいれましたが、連絡が付きませんでしたので、委任を付けております、山下行政書士を通じて再度確認をしておることを申し添えます。

本日は、転用申請1件になっております。事務局からの説明は以上になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

●山口委員 【議案書をもとに4番を読み上げる】

これは、相続による三人の共同所有ということです。それで、先ほど事務局からも報告がありましたが、譲受人の●●さんについては、3日位ずうっと連絡をしてきましたが、全く出てくれる気配が無く、事務局にお任せして、行政書士に連絡をとって頂いた次第です。譲渡人3名については間違いないのでよろしく申し上げます。ということでした。以上です。

○議長 ありがとうございます。事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○澤田委員 譲受人が連絡が取れんのは、問題がないのか？

●事務局長 担当委員から事務局へ連絡があり、事務局から委任者へその旨確認をしたところ、譲受人は、養殖業へ従事されており日中はほぼ海の上にいることから連絡が取りづらいこととの事でした。柏島の方に通われているようです。

なお、委任者を通じて本申請の内容に間違いはないことは確認が取れていますので申し添えます。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第2号、「農地法第5条許可申請審査について」は、審議の結果問題ないということですので原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議長 長 異議なしと言うことですので、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件は、意見を付して県に送付することに決しました。
ありがとうございました。
- 議長 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農地利用集積等促進計画(案)」についてを議題といたします。
- 議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。
- 事務局長 【議案第3号】「宿毛市農地利用集積等促進計画(案)について」説明をいたします。本日1件申請が提出されております。議案書5ページになります。
また、別添の利用権設定の申出書もあわせてご覧下さい。
受付番号7番につきましては、和田字片山●●●●番、他1筆につきまして、2筆の合計面積●●●●㎡、設定期間は5年で、利用権の種類は、賃貸借になります。登記及び現況地目は田で、既設されているハウスを利用しミョウガを作るとの計画が出されております。
以上1件、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしていると考えております。
説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 長 それでは、受付番号7番について、和田地区担当の松本委員より説明お願いいたします。
- 松本委員 【議案書をもとに7番を読み上げる】
利用権の設定を受ける者の住所氏名、高知市丸の内一丁目7番52号、公益財団法人高知家農業公社です。
本人確認は、稲田委員が2月28日に●●さん宅に行って確認したそうです。間違いないのでよろしく願います。ということです。
- 議長 長 ありがとうございました。それでは、事務局と委員より説明がありましたがこれに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより、採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積等促進計画(案)について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」1件は、市に通知することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

○議 長 事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局長 引き続きご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

議案書は6ページをご覧ください。議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)」についてご説明いたします。先ほど、議案第3号で承認いただきました「農用地利用集積等促進計画(案)」(受付番号7番)について、高知県農業公社が借り受けた農地につきまして、農地を受け手に集積する計画です。

議案書別紙にあります申出書によりますと、宿毛市和田字片山●●●●番、他1筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました、●●●氏が適当であるとの理由から、議案書6ページの「農用地利用集積等促進計画(案)」を作成しております。

こちらにつきましては、これまで●●さんの農地を借りて農業をやった方が、高齢のため農地を返却することということで相談がありました。今後の利用方法等協議していたところ、地元在住の農家さんの宮本さんに、この度使っていただくということになりまして、昨年 of 年末から手続きをしてましたところ、この度まとまりましたので、今日の提案となっております。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議 長 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○委 員 施設園芸は、何を耕作をするがですか？

●事務局長 こちらでは、ミョウガという事です。申請者はこの他にもオクラとかキュウリとか色々作っているようです。

○委 員 分かりました。ありがとうございました。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」事務局より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「意義なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。ありがとうございました。

(協議事項)

○議 長 続きます、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員より願いいいたします。

●事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
議案書は7ページからになります。本日は、2件申請が提出されています。受付番号30番。申請場所所在地 大字小筑紫町福良・登記地目 畑1筆、8ページに位置図を付けております。場所は、大字小筑紫町福良。県道28号土佐清水宿毛線から福良川にかかる中ヶ市橋を渡り、集落内を奥へ進んだ山裾に位置しております。

当該申請地は、高知県が施行を予定している治山事業区域であり、事業の実施にあたり、事前に保安林の指定を行う必要があることから、この度非農地証明願いの申請に至っております。

登記地目は畑ですが、現況は山林です。申請者は相続により所有権移転がなされております。

なお、本申請は委任を受けた宿毛市土木課農林土木係より提出されておりますことを申しそえます。

続きまして、受付番号31番、申請場所 所在地 大字小筑紫町呼崎・登記地目 畑1筆、9ページに位置図を付けております。場所は、大字小筑紫町呼崎。国道321号線から呼崎川沿いの市道を集落内へ進んだ呼崎集会所手前に位置しております。

当該申請地は、平成4年頃に居宅および倉庫が建築され宅地として造成され、それ以降農地として利用しておらず、現在に至っております。現況は宅地です。

申請者は、令和7年12月に相続により所有権移転をされております。

なお、本申請は委任を受けた曾根行政書士（四万十市）より提出されておりますことを申し添えます。

以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 それでは、受付番号30番について、小筑紫地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

●寺田委員 【議案書をもとに30番を読み上げる】

現地確認は、2月26日に浦田委員と二人で行い、確認の結果は、申請理由のとおりであります。申請人の意思確認については、後日電話で行い間違いのない、ということです。以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、受付番号31番について、呼崎地区担当の羽賀委員より説明をお願いいたします。

●羽賀委員 【議案書をもとに31番を読み上げる】

26日に浦田委員と現地確認して農地復帰は困難だということを確認しました。本人確認ですが、●●さん本人とはいくら電話をかけても連絡がとれないので、近所に所在されているいとこの●●さんに連絡をして、●●さんには伝えてもらえるということと、間違いないのでよろしくお願

いたします。ということでした。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○川島委員 31番やけど、非農地にするということやけど、現況宅地になって、家もそのままあるわけやろ。住みよらんということなが？

●事務局長 現在、住んでる人がいらっしゃいます。申請者は県外に居住しており借家になっています。

○川島委員 それを非農地にするがやろ？

●事務局長 建物は建っていて、今後所有権移転で名義変更をするにあたり、所有者の方は先ほど申しましたように、この度相続によりこの土地を所有したのですが、相続の場合は農家も非農家も関係ないので通知が来るんですけど、名義を変えとなると、法務局が今のままでは受け付けてくれないので、登記地目が農地になっているので、現況は宅地になりますけど、それを変えるための手続きのために申請されております。

○川島委員 登記地目は農地になっちゃうわけ？

●事務局長 そうということです。現況は宅地で認定されています。既に家がありますので。

○川島委員 20年の4月からよね、誰でも農地を買えるようになったやいか。

●事務局長 実際に地目が登記上農地になっているのを外すための手続きということで、現況は繰り返し申し上げますが現況宅地ですので。法務局での登記簿上の手続きで、農地から外すということでご理解頂けたらと思います。

●澤田委員 そうせんと、名義は変わらんがよ。

●川島委員 分かりました。

○議長 他に何かないですか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 ないようですので、これより採決をいたします。
非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしとすることですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。ありがとうございました。

○議長 長 続きまして、事務局より報告事項があればお願いします。

(報告事項)

○事務局長 まず初めに活動記録簿のご提出ありがとうございました。冒頭会長からも挨拶がありましたように、年度末を迎えて今年度一年間の活動の状況を整理して、またお返ししたいと思います。新年度の記録簿の様式は、お手元にある分を今日から使って頂けたらと思います。よろしく願いいたします。

また、議案書に同封していましたが、来年度の日程の一覧表を配付させていただきました。次回の定例会の日程を合わせてお知らせします。新年度最初の定例会は4月8日水曜日です。この日程については、宿毛市公式ホームページへ掲載しております。

次に、委員の皆さんの任期なんですが、以前からお伝えしておりますように7月19日までです。ということで、新年度入りしましたら、一か月間で今後の改選を迎えることから、委員さん推進委員さんの公募をかける予定です。皆さまに議案書に同封した内容はこれまでと同じものを出しているんですけど、農業委員さん11名、名推進委員さん7名の変更はありません。これでもう一回やりたいと思います。それで前後しますが、1月にアンケートをとらせていただきました。その分の集計等を含めて4月以降皆さんと一緒に内容を確認して、今年の改選には間に合いませんけど、内容意見反映を次の3年後に向けて、委員の皆さまの意見を確認しながら進めて行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、改選の関係の手続きをスムーズに進めるために事前に月末までに、皆さまへ公募用紙等の書類の案内を予定しております。今回の任期満了にあたり交代を検討されている方は来週以降事務局へご相談頂けたらと思っておりますので、改選に伴う書類等内容を確認していただいて対応の方よろしく願いします。事務局からの説明は以上です。

○議長 ほかには何かありませんか。

○委員 農業会議がチラッと言いよったがやけど、推進委員制度は無いなるかもしれんとは聞いたがやけど。

●事務局長 現在はまだその法律でたてつけられてるので、果たして次の7月までに間に合うかどうかというのは、ちょっと聞いていません。課題として以前から出ていることは聞いております。かつて農業委員で一本でしたが、平成28年度の農業委員会法の改正で、農業委員と推進委員に分けられております。うちとしましては、今までどおりワンチームでやって来てますので運用面では特段支障はないものの、法のたてつけなので、今後詳細が分かりましたらお知らせします。

○議長 どうでしょう。他になければ終わりますでしょうか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第896回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和8年3月5日

会 長

農業委員

農業委員